

一般社団法人国際交流サービス協会役員の退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人国際交流サービス協会の役員（非常勤理事及び監事を除く。以下「常勤の理事」という。）が退職した場合の退職手当の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤の理事が退職した場合に、総会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、常勤の理事が退職した日から起算して3ヵ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、常勤の理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項及び定款第24条の規定により解任された場合には、支給しない。

2 常勤の理事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した常勤の理事に対し退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第4条 退職した常勤の理事に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の算定基準)

第5条 退職手当の額は、常勤の理事としての在職期間1年につき、退職した日におけるその者の本給月額に1.4を乗じて得た金額とする。ただし、この法人の財務状況により退職した日におけるその者の本給月額が減少した場合には、在職期間中の最高報酬月額を退職した日におけるその者の本給月額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、総会の決議によりその職務実績に応じ、こ

れを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第7条 常勤の理事が任期満了の日又はその翌日において再び常勤の理事に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 常勤の理事が死亡したときは、退職手当は、常勤の理事の死亡時にその者と生計をともにしていた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、一般社団法人国際交流サービス協会職員退職金規程第10条に準ずるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人国際交流サービス協会の設立の登記の日(平成25年7月1日)から施行する。